

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること
- イ 中古設備ではないこと
- ウ 増設ではないこと
- エ 買替えてないこと
- オ リースではないこと

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること
- イ 前号に規定する太陽光発電設備の付帯設備であること
- ウ 中古設備ではないこと
- エ 増設ではないこと
- オ 買替えてないこと
- カ リースではないこと
- キ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- ク 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
- ケ 定置用であること
- コ 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電池であること
- サ 別添1「蓄電池の仕様」を満たすもの

(補助対象事業等)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内で自ら所有し居住する住宅に自己が所有する補助対象設備を設置する事業であることとし、補助の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及びその設置に係る費用とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人(以下「補助対象者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 第7条に規定する交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結していない者又は交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結しているが、契約日が別に定める日以降で

- あり、かつ、補助対象事業のための工事に着手していない者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
 - (3) 補助対象設備について、国、県及び市から他の補助等を受けて補助対象事業を実施しない者であること。
 - (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
 - (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専ら F I T の認定を受けた者に対するものを除く）を遵守できる者であること。
 - (7) 発電した電力量の 30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること
 - (8) 設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
 - (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
 - (10) 「四日市市暴力団排除条例」（平成 23 年四日市市条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金額）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 太陽光発電設備

最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値で kW 表示の小数点以下切捨）に 1 kW 当たり 7 万円を乗じた額とし、10 kW を限度とする。ただし、補助金の額が導入に係る費用を上回ることはないものとする。

(2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 の額（千円未満切捨）とする。ただし、10 kWh を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅 1 戸につき 1 回を限度とする。また 1 者 1 回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市長が申請者に対して 3 か月以内に発行した市税の完納証明書
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約を既に締結している場合には、その契約書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (5) 補助対象設備の仕様書

- (6) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (7) 誓約書（申請者用）（様式第2号）
- (8) 誓約書（施工事業者用）（様式第3号）
- (9) 発電電力の消費量計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止若しくは取下しようとするときは、補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の完了日の変更及び補助額に影響を与えない変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めるときは、補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告書）

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、補助対象事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、補助対象事業の完了後、30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。この場合において、市長は補助対象者に提出を免除した書類に代わるものを指示し、提出を求めることができる。

- (1) 設備導入場所の住宅の全景を把握できるカラー写真
- (2) 設備導入場所の住宅の場所がわかる地図
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約書等の写し（交付申請時に提出していない場合）
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (6) 補助対象設備の設置状況を把握できるカラー写真
- (7) 電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し
- (8) 誓約書（申請者用）（様式第9号）

(9) 補助対象設備の設置場所が交付申請時の申請者住所と異なる場合は、申請者が補助対象設備の設置場所へ転居したことがわかる住民票の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 10 号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかにかつ補助金交付確定通知書を交付した日の属する年度の別に定める日までに、補助金交付請求書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは補助金交付確定通知を受けた者に対し補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第 13 条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、その補助対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、財産処分等承認通知書（様式第 13 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第 14 条 補助対象者は、第 11 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 11 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとし、返還を命じられた補助対象者は次号に定める期限までに補助金を返還しなければならない。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 10 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない又はこの要綱の規定に違反した場合。
- (2) 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとし、返還を命じられた補助対象者は期限までに補助金を返還しなければならない。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第 16 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助対象事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助対象者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 13 条第 1 項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない

(補助金の評価)

第 18 条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 5 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(環境部環境政策課)

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

補助金の交付を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該

システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(3) 蓄電池部安全基準

「JIS C 8715-2」の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」※の規格も可とする。

※ 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。